



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年7月5日金曜日 第1370号

◇ 目 次 ◇ 告 示

落札者等の告示.....	809
救急病院の協力申出.....	809
土地改良区役員の就退任の届出（3件）.....	809
土地改良区の定款変更の認可.....	810
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....	810
県営土地改良事業の工事の完了.....	811
保安林の指定の解除.....	811
解除予定保安林.....	811
卸売業務の許可の内容の変更.....	811
特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧.....	811
道路の供用開始（県道東予玉川線）.....	811
道路の区域変更（県道長浜保内線）.....	812
道路の供用開始（ " ）.....	812
道路の区域変更（県道蔭淵下波線）.....	812

道路の供用開始（ " ）..... 812

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	812
愛媛県立伊予三島看護専門学校入学試験の実施.....	813
争議行為の通知の公表.....	814

選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定..... 814

地方労働委員会告示

あっせん員候補者の告示..... 814

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1258号

次のとおり落札者を決定した。

平成14年7月5日

愛媛県知事 加戸守行

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
愛媛県文書管理・電子決裁システム開発業務一式	愛媛県総務部行政私学課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成14年6月27日	日本電気株式会社松山支店 愛媛県松山市一番町一丁目15番地2	19,740,000円	一般競争入札	平成14年5月17日

○愛媛県告示第1259号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成14年7月5日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開設者名	認定の有効期限
医療法人誠志会砥部病院	伊予郡砥部町麻生40番地1	医療法人誠志会	平成17年6月28日まで

○愛媛県告示第1260号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東予市周布土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年7月5日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	平 塚 喜 一	東予市周布1351番地
"	横 江 政 雄	東予市周布1553番地
"	日 野 正	東予市吉田501番地
"	森 田 稔	東予市周布2187番地
"	鈴 鹿 克 則	東予市周布1539番地の1
"	一 色 宣 征	東予市周布1591番地
"	高 橋 通	東予市周布519番地
"	伊 藤 博	東予市周布180番地の2
"	一 色 英 陽	東予市吉田1159番地
"	日 野 義 幸	東予市吉田236番地の2
"	高 橋 義 昭	東予市吉田1040番地の2
"	越 智 保 身	東予市吉田623番地
"	吉 木 光 義	東予市吉田810番地の2
"	戸 田 清 隆	東予市石田758番地
"	田 野 岡 哲 良	東予市北条517番地
"	頼 木 勇 二	東予市周布367番地の2
監 事	二 神 健 訓	東予市周布458番地の1
"	高 橋 弘	東予市周布1609番地

"	鈴 鹿 清 重	東予市吉田465番地の1
"	近 藤 通 利	東予市吉田601番地の1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	平 塚 喜 一	東予市周布1351番地
"	二 神 健 訓	東予市周布458番地の1
"	森 田 武 功	東予市吉田584番地
"	横 江 政 雄	東予市周布1553番地
"	鈴 鹿 克 則	東予市周布1539番地の1
"	高 橋 弘	東予市周布1609番地
"	森 田 貞 夫	東予市周布2189番地
"	岸 田 友 明	東予市周布302番地の2
"	一 色 泰 寛	東予市周布1126番地の2
"	戸 田 賢 爾	東予市吉田138番地
"	高 橋 義 昭	東予市吉田1040番地の2
"	日 野 正	東予市吉田501番地
"	真 田 幸 晴	東予市吉田787番地
"	山 内 教 行	東予市北条273番地
"	戸 田 清 隆	東予市石田758番地
"	斉 藤 周 三	東予市周布380番地の3
監 事	日 野 誠 司	東予市吉田250番地
"	一 色 宣 征	東予市周布1591番地
"	伊 藤 博	東予市周布180番地の2
"	鈴 鹿 清 重	東予市吉田465番地の1

○愛媛県告示第1261号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、周桑郡小松町大字妙口土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年7月5日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	別 宮 重 男	周桑郡小松町大字妙口甲326番地5
"	玉 置 康 春	周桑郡小松町大字妙口甲1019番地
"	赤 堀 保	周桑郡小松町大字妙口甲1133番地第2
"	松 井 茂	周桑郡小松町大字妙口甲606番地の2
"	高 橋 正 博	周桑郡小松町大字妙口甲1025番地
"	佐 伯 忠 男	周桑郡小松町大字妙口甲1249番地の4
"	村 上 好 典	周桑郡小松町大字妙口甲148番地3
"	曾 我 正 富	周桑郡小松町大字妙口甲1086番地1
監 事	近 藤 昌 幸	周桑郡小松町大字妙口甲157番地2
"	高 橋 義 行	周桑郡小松町大字妙口甲606番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	別 宮 重 男	周桑郡小松町大字妙口甲326番地5

"	丹 研 二	周桑郡小松町大字妙口甲961番地の1
"	赤 堀 保	周桑郡小松町大字妙口甲1133番地第2
"	多 田 契	周桑郡小松町大字妙口甲514番地
"	内 藤 幸 夫	周桑郡小松町大字妙口甲243番地
"	村 上 輝 雄	周桑郡小松町大字妙口甲299番地1
"	曾 我 靖	周桑郡小松町大字妙口甲111番地
"	曾我部 寶	周桑郡小松町大字妙口甲1283番地の2
監 事	近 藤 昌 幸	周桑郡小松町大字妙口甲157番地2
"	高 橋 義 行	周桑郡小松町大字妙口甲606番地

○愛媛県告示第1262号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市梅本地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年7月5日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	重 松 博	松山市北梅本町3402番地
"	久 保 邦 雄	松山市南梅本町1133番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	奥 村 泰 三	松山市北梅本町1154番地
"	松 岡 利 雄	松山市南梅本町994番地

○愛媛県告示第1263号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、周桑郡小松町第二土地改良区の定款の変更を認可した。

平成14年7月5日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1264号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、八幡浜市穴井及び真網代地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年7月5日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（担い手育成畑地帯総合整備事業・真穴地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間
平成14年7月8日から8月2日まで
- 縦覧場所

八幡浜市役所

○愛媛県告示第1265号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成14年7月5日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	片垣地区（片垣池分）	平成14年5月30日

○愛媛県告示第1266号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年7月5日

愛媛県知事 加戸守行

- 解除に係る保安林の所在場所
西宇和郡伊方町豊之浦字ヨコミチ 870 の 4
- 保安林として指定された目的
魚つき
- 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

○愛媛県告示第1268号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第1項の規定による地方卸売市場における卸売の業務の許可の内容に変更を生じたので、次のとおり公示する。

平成14年7月5日

愛媛県知事 加戸守行

許可番号	許可年月日	卸売業者の所在地及び名称		変更理由
		変更前	変更後	
水卸第29号	昭和55年4月1日	八幡浜市字沖新田1585番地 日本西海漁業協同組合	八幡浜市1522番地18 八幡浜漁業協同組合	合併
水卸第30号	昭和55年4月1日	八幡浜市1522番地18 八幡浜市漁業協同組合		

○愛媛県告示第1269号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第1項の規定に基づき、本浦地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、同条第4項の規定により、当該特定漁港漁場

整備事業計画の案を宇和島地方局産業経済部水産課において告示の日から20日間公衆の縦覧に供する。

平成14年7月5日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1270号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年7月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	東予玉川線	越智郡玉川町大字鈍川字堀ノ内庚854番から 同大字字牛追川サコ庚852番3まで	平成14年7月5日

○愛媛県告示第1271号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
 平成14年 7月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	長浜保内線	喜多郡長浜町大字穂積乙360番30から 同大字乙360番28まで	旧	メートル 5.0~13.2	キロメートル 0.175	
			新	5.0~48.0	0.166	

○愛媛県告示第1272号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
 平成14年 7月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜保内線	喜多郡長浜町大字穂積乙360番30から 同大字乙360番28まで	平成14年 7月 5日

○愛媛県告示第1273号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
 平成14年 7月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	蔭淵下波線	宇和島市遊子150番地先から 同市遊子182番地先まで	旧	メートル 9.5~24.0	キロメートル 0.100	
			新	9.5~30.0	0.100	

○愛媛県告示第1274号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
 平成14年 7月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	蔭淵下波線	宇和島市遊子150番地先から 同市遊子182番地先まで	平成14年 7月 5日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第10条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成14年 7月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成14年6月24日	特定非営利活動法人 ライフサポート友伍	鴨 崎 恭 夫	松山市朝生田町六丁目542 - 3	この法人は、高齢者支援施設を拠点とし、少子高齢化社会及び核家族化社会における様々な課題の解決に向けて現状の調査研究を行うとともに、各種ボランティア組織との交流ネットワーク拡充、地域通貨の活用による、女性の子育て支援等互助の精神に基づく活力あふれる地域づくりの推進、地域の文化活動等を通じた高齢者の介護予防と自立そして多様な生きがいづくりの支援、さらに各種介護保険事業を行うことにより、多様で活発な地域交流形態を創造し、地域の高齢者と市民が安心して充実した生活を営むことが可能な地域社会の発展に寄与することを目的とする。

○公 告

愛媛県立伊予三島看護専門学校入学試験の実施について

愛媛県立伊予三島看護専門学校学則（平成9年愛媛県規則第2号）第10条第1項の規定による平成15年度愛媛県立伊予三島看護専門学校入学試験を次のとおり実施する。

平成14年7月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入学試験の期日及び場所並びに募集人員等

期 日	場 所	修業年限	募集人員	受 験 資 格	卒業後の資格
(1) 一般入学試験 ア 学科試験 平成15年2月6日（木） イ 面接試験 平成15年2月7日（金） (2) 推薦入学試験 学科試験及び面接試験 平成14年11月21日（木）	伊予三島市 中之庄町字 浜之前1684 番地3 愛媛県立伊 予三島看護 専門学校	3年	30人（うち、推薦入学試験による募集人員は、9人程度）	高等学校卒業者（平成15年3月卒業見込みの者を含む。）又はこれと同等以上の学力があると認められる者。ただし、推薦入学試験を受ける場合にあっては、愛媛県内の高等学校を同月卒業見込みの者で、在学高等学校の校長の推薦を受けたものに限る。	(1) 看護師国家試験の受験資格が得られる。 (2) 保健師学校養成所及び助産師学校養成所の受験資格が得られる。

2 学科試験科目

(1) 一般入学試験

国語Ⅰ（古文及び漢文を除く。）

数学Ⅰ

英語Ⅰ及び英語Ⅱ

(2) 推薦入学試験

小論文

3 入学願書の受付期間及び提出先

(1) 受付期間

ア 一般入学試験

平成15年1月14日（火）から1月21日（火）まで

イ 推薦入学試験

平成14年11月5日（火）から11月11日（月）まで

ウ 郵送による場合は、一般入学試験及び推薦入学試験とも当該受付期間の締切日までの消印のあるものは、受け付ける。

(2) 提出先

〒799 0422 伊予三島市中之庄町字浜之前1684番地3

愛媛県立伊予三島看護専門学校

4 提出書類等

(1) 次の書類等を提出すること。

ア 入学願書（募集要項に添付の用紙を使用し、出願前3箇月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で、縦5センチメ

ートル、横4センチメートルの写真を1枚はること。)

イ 受験写真票及び受験票(募集要項に添付の用紙を使用し、アと同じ写真を2枚はること。)

ウ 調査書その他これに相当する書類

エ 健康診断書(募集要項に添付の用紙を使用し、出願前3箇月以内に医師の作成したもの。ただし、平成15年3月に高等学校卒業見込みの者は、提出する必要がない。)

オ 受験票送付用封筒(募集要項に添付の封筒を使用すること。)

カ 推薦入学試験を受ける場合にあっては、在学高等学校の校長の推薦書

(2) 入学選考料として2,200円の愛媛県収入証紙を入学願書の所定の欄にはるものとし、消印は、しないこと。

(3) 募集要項は、愛媛県立伊予三島看護専門学校へ請求すること(郵送を希望する場合は、200円分の郵便切手をはった角形2号(33.2センチメートル×24.0センチメートル)の返信用封筒を同封のこと。)

5 合格発表

(1) 一般入学試験

平成15年2月21日(金)午前9時に愛媛県立伊予三島看護専門学校において合格者の受験番号を掲示するとともに、本人あて通知する。

(2) 推薦入学試験

平成14年12月6日(金)に在学高等学校の校長を通じて、合否を本人あて通知する。

6 問い合わせ先

愛媛県立伊予三島看護専門学校

電話 (0896)24 5755

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛統一労働組合執行委員長大野久から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成14年6月25日あったので公表する。

平成14年7月5日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 事件 平成14年度夏季一時金に関する事項・その他
- 2 日時 平成14年7月9日正午から本問題が解決に至る間
- 3 場所 財団法人正光会今治病院
(今治市高市甲786-13)
財団法人正光会宇和島病院
(宇和島市柿原1280番地)
- 4 概要 前記記載の場所において、あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第21号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第3項第2号(他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。)の規定により、次の施設を不在者投票のできる施設として指定した。

平成14年7月5日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 藤山 薫

施設の種別	施設の名称	所在地
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム柏寿園	南宇和郡内海村柏1542-1

地方労働委員会告示

○愛媛県地方労働委員会告示第2号

労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第68条第1項の規定により、あっせん員候補者を次のとおり公示する。

平成14年7月5日

愛媛県地方労働委員会
会長 白石喜徳

愛媛県地方労働委員会あっせん員候補者名簿

氏名	現職又は地位	委員経歴	住所	委嘱年月日
白石喜徳	愛媛県地方労働委員会会長 弁護士	26~35期	松山市	平成13年7月31日
山下泰史	愛媛県地方労働委員会会長代理 弁護士	34~35期	松山市	"
友澤美幸	愛媛県地方労働委員会委員 高齢者総合福祉施設「森の園」施設長	34~35期	松山市	"

宇都宮 純 一	愛媛県地方労働委員会委員 愛媛大学法文学部教授	35期	松 山 市	〃
村 田 毅 之	愛媛県地方労働委員会委員 松山大学法学部助教授	35期	松 山 市	〃
松 本 修 次	愛媛県地方労働委員会委員 連合愛媛副会長 全国一般労組愛媛地方本部書記長	30～35期	松 山 市	〃
渡 部 一 雄	愛媛県地方労働委員会委員 J A M愛媛県協議会議長 J A M井関農機労組中央本部委員長	30～35期	川 内 町	〃
河 野 廣 美	愛媛県地方労働委員会委員 連合愛媛会長代行 宇和島自動車労組委員長	32～35期	宇 和 島 市	〃
丸 木 勝	愛媛県地方労働委員会委員 連合愛媛副会長 センセン同盟愛媛県支部長	33～35期	松 山 市	〃
尾 崎 公	愛媛県地方労働委員会委員 連合愛媛顧問	34～35期	松 山 市	〃
岡 本 明	愛媛県地方労働委員会委員 愛媛県経営者協会専務理事	33～35期	松 山 市	〃
渡 邊 一 志	愛媛県地方労働委員会委員 今治産業交通(株)代表取締役社長	33～35期	今 治 市	〃
池 内 義 直	愛媛県地方労働委員会委員 南海放送(株)常務取締役	35期	松 山 市	〃
笠 岡 繁 樹	愛媛県地方労働委員会委員 (株)ヨンキュウ代表取締役社長	35期	宇 和 島 市	〃
齋 藤 克 生	愛媛県地方労働委員会委員 住友金属鉱山(株)別子事業所総務センター長	35期	新 居 浜 市	〃
篠 原 功	愛媛県地方労働委員会事務局長		松 前 町	平成14年4月1日
秦 泉 寺 正 人	愛媛県地方労働委員会事務局次長		伊 予 市	〃
重 見 直 生	愛媛県地方労働委員会事務局調整課長		松 山 市	平成13年7月31日
木 村 五 郎	前 愛媛県地方労働委員会会長 福山平成大学教授	22～34期	松 山 市	平成13年8月10日
原 田 満 範	前 愛媛県地方労働委員会委員 岡山商科大学商学部教授	32～34期	松 山 市	〃
嵐 英 憲	連合愛媛副会長 四国電労愛媛県本部委員長		松 山 市	〃
浜 中 秀 敏	連合愛媛執行委員 電機連合西四国地方協議会事務局長		松 山 市	〃
平 岡 正 文	連合愛媛副事務局長		松 山 市	平成14年6月1日
八 木 繁 明	連合愛媛副事務局長		松 山 市	平成13年8月10日
杉 本 宗 之	連合愛媛副事務局長		松 山 市	〃
森 本 惇	元 愛媛県地方労働委員会委員 伊予鉄道(株)代表取締役社長	32～33期	松 山 市	〃
窪 田 澄 夫	元 愛媛県地方労働委員会委員 前 酒六(株)取締役日土工場長	33期	保 内 町	〃
山 本 武 碩	前 愛媛県地方労働委員会委員 前 井関農機(株)常務取締役	34期	松 山 市	〃
本 田 晴 司	前 愛媛県地方労働委員会委員 住友共同電力(株)総務部長	34期	新 居 浜 市	〃
白 石 捷 平	今治地方経営者協会専務理事		今 治 市	平成14年6月1日

